

## 中世における空間の組織化

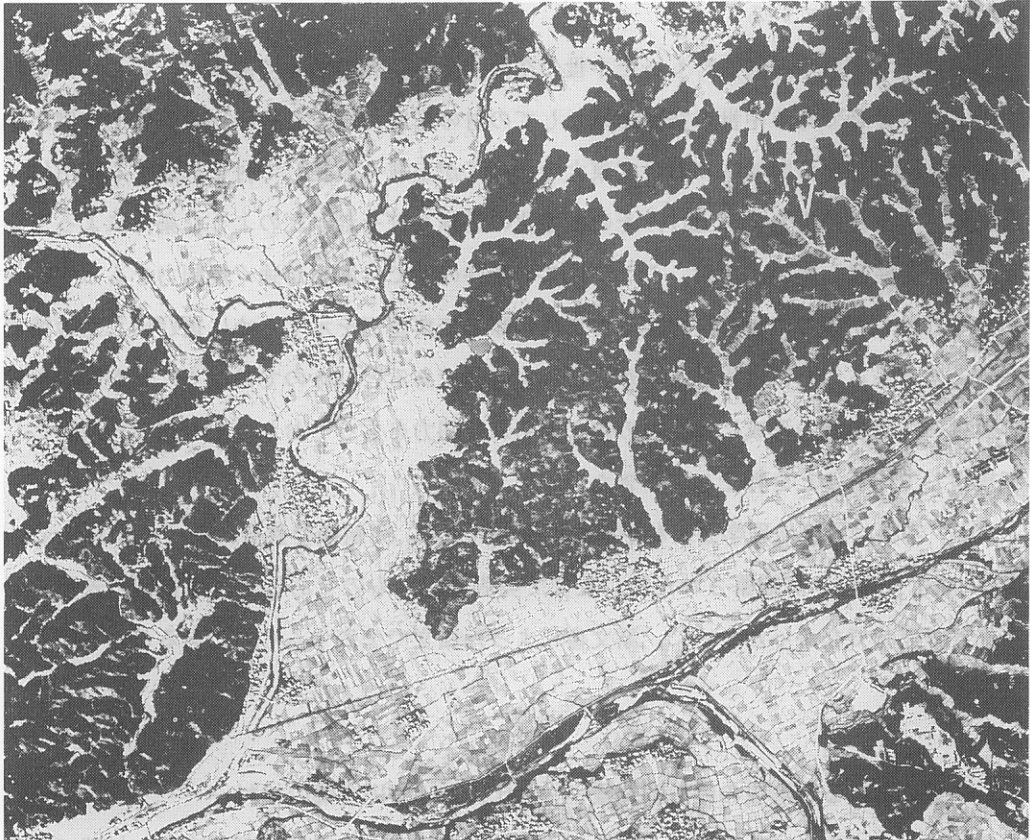
——伊賀国鞆田・湯船・玉滝村の形成とその条件の問題——

高 重 進

### 1. はしがき

中世における空間の組織化の前提が空間組織にあることはいうまでもないことである。中世の空間組織の研究には大まかにいって、行政的・政治的領域にすべての空間組織は最終的に集約されるという理解のもとになされてきた、いわば村落論・支配領域論の立場と、いま1つは都市圏のような勢力圏を想定してその領域が空間的にどのように配置されているかという立場とに分かつことができよう。

対象地域（三重県阿拝郡阿山町上友田）の航空写真



前者の場合は中世村落の究明に中心が置かれ、戦前の昭和11年の米倉二郎「中世村落の様相」<sup>1)</sup>を前提として第二次大戦後展開された。これには谷岡武雄<sup>2)</sup>・渡辺久雄<sup>3)</sup>・板倉勝高<sup>4)</sup>氏らの歴史地理学者や西国虎之助<sup>5)</sup>・渡辺澄夫<sup>6)</sup>や『庄園村落の構造』<sup>7)</sup>の京都大の庄園研究グループをはじめとする日本史学の研究者が多く参加したが、その庄園研究の中から生れたといつてよい。永原慶二氏は日本史学の立場から戦前の清水三男氏の中世村落の研究を発展させ中世における村の存在に注目し<sup>8)</sup>、のちにその空間的な広がりや村落構造とを関連させて小村論を展開した<sup>9)</sup>。筆者は古代村落との関係において中世村落のあり方を検討し、村の多様なあり方とその形成のプロセスを論じたことがあった<sup>10)</sup>。

後者では中世におけるいわば中心地のあり方をめぐって、古代から中世に降って検討を加える形で木下良<sup>11)</sup>・松山宏<sup>12)</sup>氏の府中研究・守護城下町研究が展開されたが、これに対して、松本豊寿<sup>13)</sup>・小林健太郎氏の近世の地検帳からさかのぼって中世の地方の中心的な町のあり方の検討がなされてきた。また、後者には中世成立の市場集落の分布論が勢力圏的な発想からなされている<sup>15)</sup>。

上述はそれぞれの方向性をもった中世の空間組織の研究の動きであるが、ここではこの中の1つの分野である中世の空間組織としての村の形成、つまり組織化の具体的な例を伊賀国阿拝郡川合郷の郷域内において東大寺の杣工が定着し成長して村を形成する鞆田村・湯船村・玉滝村の場合を取上げ、その組織化の過程及びそれがどのような条件によってなされたかを検討したい。なお、ここではこの条件の中では水利が強く規制力をもっているが、これはわが国の中世の空間組織の形成に際して典型例を示すために選び出した地域であることによることには相違ないが、これが特例であるというのではなく、わが国の中世の農村の空間組織の形成には程度の差こそあれ規制力をもっており、その点で一般論として提言していることを特記しておきたい。

なお、本稿は国際地理学会がわが国で開催された際、同組織委員会によって『Geography of Japan』(1980)が編纂された時に英文で発表されたものであるが、原史料の表現・配布先等で充分でなかったために、原文書によった和文で公表するものであることを断って置きたい。

## 2. 中世における村形成の歴史的背景——古代における川合郷の検討——

最初にここで取上げる鞆田杣・湯船杣・玉滝杣等の含まれる阿拝郡の古代の村落である郷についてみておく必要がある。いうまでもなく、郷が古代村落のわが国の一般的な共

通のベースになるからである。『和名抄』によれば伊賀国阿拝郡は柘（柘）殖・川合・印代・服部・三田・新居の6郷から成立っている。この他にのちには旧伊賀郡の長田郷がこの郡に入ってくるが、これは除いて考えることにしたい。6郷のそれぞれの現在地への比定は吉田東伍『大日本地名辞書』によると表1の如くである<sup>16)</sup>。これに対して『和名抄』郷にとらわれず郷域を比定したものとして、江戸時代藤堂藩の官撰地誌として宝暦の初めに着手し同13年に完成した『三国地誌』をあげることができる<sup>17)</sup>。表2がそれをまとめたものである。表からもわかるように『三国地誌』の郷名と近世村との対応のさせ方は『和名抄』郷以外の郷名を含み、郷数においても13ヶ郷を数え、この中に含まれる先にのべた長田郷を除いても倍増している。増加した郷のうち、『和名抄』郷と最も異なっているものは北五箇郷といわれるもので、『三国地誌』の文意に不明な所があるが、一応は「玉滝・内保・西湯船・友田 上中下三村を一郷とす」を含むものと考えられる。この両者の違いが実は古代村落制の郷制から近世の村落制である村制への過渡的時期に当る中世の村落のあり方をさぐる端緒となると考えるので少し検討を加えることにしたい。表1の中の郷のあり方をみると、いわゆる『和名抄』郷の6郷以外のものは同じように郷の名称はもちながら地域的広がりにおいても、その性格においても異なっている。しかし、これらは古代村落である『和名抄』郷との関係において考えられなければならない性格のものであろう。なぜなら古代村落の形成は郷の前身の里以外にはなかったからであり、里は靈龜元年（715）頃郷と改称されたからである。

表1 『和名抄』郷の比定（吉田東伍『大日本地名辞書』による）

郷名	比定地
川合	河合村・玉滝村・鞆田村 等
柘殖	東柘殖村・西柘殖村・壬生野村
三田	三田村
服部	府中村大字服部・中瀬村・上野町
新居	新居村・島原村
印代	未詳

表2 『三国地誌』の郷の比定

郷名	比定
柘植	上柘植・下柘植・野村・愛田・新堂・御代・楯岡・小杉・柏野・上村
河合	河合・馬田・千貝・田中・石川・円徳院・波敷野・馬場・西澤
卯代(印代 <sub>カ</sub> )	今麿(村名存す)
服部	服部・羽根・高畠・寺田・荒木・西明寺
三田	三田・大岩・音羽・比曾河内・丸柱
新居	西山・西村・東村・夙野間
長田	長田・朝屋・木興・大野木・法華・大内庄
小田	小田・上野農人・久米・浅字田・四十九
府中旧作国府	東條・西条・土橋・山神・卯代・坂下
一宮	一宮・千歳・佐那具・外山
北五箇	玉滝・内保・西湯舟・友田上中下三村を一郷とす
鳥ヶ原	大道・奥村・中屋・河南・中村・——(伊賀郡に属す)
壬生野	川東・川西・山畑
音羽	今麿(村名存す)

いまはこの阿拝郡の全域にわたっての詳細な検討はしばらくおき、さし当っての対象地域である吉田東伍『大日本地名辞書』の川合郷、『三国地誌』の河合郷・北五箇郷を中心に考えていくことにする。いうまでもなく五箇郷に含まれる地域は国府なども置かれてこの国の主要部をなす北東から南西に流れる柘植川の河谷平野に北から佐那具において合流する河合川の本流、さらにその河合川に合流する支流の鞆田川の流域の主要部を占めている。後に検討するように東大寺領の鞆田柚・湯船柚・玉滝柚などが設定され、のちにその柚工が定着してそれぞれ鞆田荘・湯船荘・玉滝荘となっていくのはこの地域を舞台としてのことである。この河合川の谷は入口の狭い徳利状の盆地であり、その入口の最も幅の狭い口の部分に現在の大字川合の集落(近世の川合村)がある。この柘植川と河合川との分水界が、盆地の入口を境として北部では伊賀町と阿山町との町界であり、南部では上野市と阿山町との境界である。それぞれ最高点は北部では253.2m、南部では426.3mであるが比高は低い。対象地域の鞆田・湯船・玉滝を含む阿山町を中心とする『和名抄』の郷の復原を、詳細は省略して結果のみを摘記すると次のようになる。

『和名抄』郷の川合郷と柘殖郷・印代郷との境界は前記の426.3mの標高点を通る阿山町と上野市との境界線から佐那具の北を通り、円徳院橋に至る線と、今1つは河合川の盆地の入口の東側を南北に通る線とである。後者は一部円徳院橋付近でやや部分的に西の方に張出しているが、さらにこの線を南にたどるともとの基準線ともいべき線が伊賀町と上野市との境界線に生きていることがわかる。このことは古代の郷域の画定（画定当時は名称は里であった）はこの2つの線によっていたと考えられ、川合郷はそのうちの河合川の盆地の入口より奥の部分を占めていたと想定することができる。このような郷（里）画定方法の想定が有効であることはこれまでに他の地域で明らかにしてきたところである<sup>18)</sup>。

この『和名抄』郷の川合郷と『三国地誌』の郷のあり方を郷域・位置の点から考えると、古代の郷（里）画定当時の川合郷の郷域はこの河合川の盆地の入口の現在の川合を中心とする地域に限られていたが、その後においてこの盆地の奥地、すなわち河合川の上流部及びその支流の鞆田川の流域が開発され、『三国地誌』にあげられている北五箇郷が1つの郷を称するようになったものと考えられる<sup>19)</sup>。また、古代の『和名抄』郷の川合郷と、のちに北五箇郷と呼ばれるようになる鞆田柚・湯船柚・玉滝柚などとの古代における関係を示すのが次の史料である。すなわち、天禄2年(971)の「伊賀国阿拝郡司解案」<sup>20)</sup>によると、

阿拝郡司解 申言上立券橘貞子名庄并山地等事  
号湯船庄  
合巷処  
在阿拝郡川合郷

(以下略)  
とあり、当時湯船柚の庄園化したものと考えられる湯船庄が川合郷の郷域に含まれていたことが明らかである。また、このような場合における柚・庄園と公田すなわち百姓口分田との関係については直接的に位置関係をも含めた史料はないが、やはり同じような東大寺領で奈良県境にあった板蠅柚について康保元年九月廿五日記の「板蠅柚四至糺繆記案」<sup>21)</sup>があるので関係の部分のみ書出すことにする。

板蠅柚四至糺繆記案 東大寺文書 四ノ三 康保元年九月廿五日記  
号東大寺所領板蠅柚四至糺繆状  
(前略)

因之検案内、糺繆尤多、故何者、東大寺使所陳四至内爾所有田地山林、皆所領也者、件四至内併彼寺領掌者、此四至内敢有他人所領、然而百姓口分并私田地他人所領、亦匡多

也、(以下略)

つまり、板蠅杣内に百姓口分田とか私田地等が散在していたと考えられる。しかしながら、基本的には口分田によって構成されるものが公郷であり、庄田・私田によるものが杣・庄園の地域であることはいうまでもない。また、このことは口分田が原則として条里によったと考えられることから条里地割の分布からも考えることができる。

柘殖川流域には国府が置かれたと云われている西条から上野市の市街地周辺にまでわたるほぼ真北に近いN4.0Eの条里と佐那具より以東特に河合川の盆地の出口付近から柏野・御代にかけてのN35.9Wの条里とが、条里方位に地域的に相違はあるにしても方1町の条里地割の区画ははっきりとおうことができる。この条里遺構は河合川流域の盆地の内部にまでみられる。川合の集落の河合川をはさんで対岸の部分から最も北では千貝の南の方1町の区画まで、さらに田中から馬田にかけてもややくずれた形ではあるが遺構が航空写真から明確に検出することができる。(航空写真参照)この航空写真の判読による条里遺構分布は伊賀における典型的な古代の在地豪族の1人である藤原実遠の先祖相伝の所領を記した目録<sup>22)</sup>の中から所領の記載に条里坪付をなしたものを拾い出すことによって史料的にも裏付けることができる。なぜなら所領目録は村毎になされているが条里地域以外の記載は四至記載によっているからである。これによると「在条里坪付」とあるものは阿拝郡三田郷の小田村、印代郷では故延成垣内が当面の関係地域である。なお、天平20年(748)の「小治田藤麻呂解案」<sup>23)</sup>・天平勝宝3年(756)の「伊賀国阿拝郡司解」<sup>24)</sup>・天平神護2年(766)の「伊賀国司解案」<sup>25)</sup>・貞観8年(866)の「阿閑福子男沙彌中邕連署施入状」<sup>26)</sup>などの条里坪付を行なった阿拝郡内の土地関係文書があり、これについては栗原治夫氏の復原があるので<sup>27)</sup>、これによってみても条里坪付がなされている地域はいつでも柘殖川に沿う平野部であることがわかる。

### 3. 「村」の形成とその性格

天徳3年(959)12月26日の「太政官牒」<sup>28)</sup>によると玉滝杣は元は橘元実の所領で祖先の墓地であったものが年を経ると共に樹木が生えて杣となったものである。そのようなことであったから延喜(901~923)の時には造東大寺講堂造営料材を伐出することを拒んだが、嵯峨の崇を悔い東大寺に天徳2年(958)施入したとある。これは永久3年(1115)4月30日の「鳥羽天皇宣旨」<sup>29)</sup>の「謹検案内、玉滝杣者、自天平年中以降、南寺家領歴数百年、」とは異なるが、<sup>29)</sup>明らかにしがたい。清水三男氏によれば<sup>30)</sup>玉滝杣と並ぶ湯船杣も

橘元実の姉妹貞子の所領であったことが天禄2年(971)5月20日の「阿拝郡司解」にみえるが、少くとも万寿2年(1025)には東大寺領となっている。玉滝庄内鞆田村も前阿波守藤原実枝が元慶年間に開墾し東大寺に寄進したものである。橘元実は他にも大和国田部庄・榛庄・清澄庄などを東大寺に寄進している貴族の一人である。

寄進されたこれらの東大寺の修築造営のために柚工が定着し、柚の山麓とか山間部の谷を開いて耕すものができたから次第に莊園としての性格を示すようになり、柚に代って莊を称するにいたるのである。玉滝柚が具体的にどのような範囲を示すかには2通りがあるように思われる。天喜4年(1056)3月10日の「伊賀国玉滝湯船鞆田等四箇村土工等解」<sup>31)</sup>では湯船・鞆田等四村を包括するものとして玉滝柚があるという表現をとっている。同年3月29日の「伊賀国玉滝柚司等解」<sup>32)</sup>でも鞆田、湯船両郷を含むものとしての玉滝御柚司があったことが知られる。これに対して保安3年(1083)2月の「伊賀国在庁官人等解」<sup>33)</sup>には「東大寺庄黒田・鞆田・玉滝三箇處住人等」と鞆田庄・黒田庄と並ぶものとして玉滝庄があげられている。彼等柚工は開墾と共に保安3年(1083)2月28日の「伊賀国税所東大寺庄出作公田未進官物注進状」<sup>34)</sup>にみえるように「鞆田・玉滝両庄出作 拓殖・川合両郷公田内」の如く公田の出作を行うこととなった。この地域の柚のこのような耕地と柚工の規模が知られるのは永久3年(1115)4月30日の「鳥羽天皇宣旨」<sup>35)</sup>で、当時玉滝村の作田20町、湯船村のそれが15町、柚工が玉滝・湯船村で15人、鞆田村は作田60余町、柚工40人であったと記されている。もちろん、万寿2年(1025)8月14日の「東大寺政所下文案」<sup>36)</sup>に湯船庄四至内の当年以往の畠地子を免除するという下文が出されていることから明らかなように田と共に畠も開墾とか公田出作がなされたことはいままでのない。出作公田については官物を段別に従って出すようになっていたが、その額は時代を通じて変化していた。例えば、永久3年(1115)「東大寺伊賀玉滝柚券 第五」<sup>37)</sup>では保安年中の鞆田・予野両村の相論の記事の中に「寺領庄々出作公田、官物見米段別二斗證文等多見之」とあるが、前述の保安3年2月28日の「伊賀国税所東大寺庄出作公田未進官物注進状」<sup>38)</sup>にあるように段当としては「三斗米」とよばれるように3斗が多かったようである。但し、この場合でも「拓殖・川合両郷公田内の鞆田・玉滝両庄出作」のぶんとして、3斗米58石5斗8合の他に准米109石1升3合、穎821束2把が未進となっているから3斗米以外に准米と穎を出さねばならなかったことが知られる。永久3年(1115)5月25日の「東大寺領伊賀国玉滝柚出作田注進状」<sup>39)</sup>によれば玉滝の柚工の拓殖・川合両郷山内の出作田は拓殖郷山内48丁5反100歩、川合郷山内20丁5反60歩であった。この中の拓殖郷山内の部分に

は「湯船村四丁」、川合郷山内の部分には「加手柿出作5丁余定」の追記があるので湯船村の柘殖郷への出作は少なかったのかも知れない。これらの官物は玉滝杣は川合郷内にありながら永保3年（1083）12月20日の「伊賀国司序宣」<sup>40)</sup>では柘殖郷収納所への納入を命じている。玉滝杣からは低い丘陵状の峠道を越せば近いということであろうが、必ずしも当時の行政の下部機構の郷域にとらわれないことを示す史料である。杣から荘へと発展した結果、徴税対象をめぐる寺家と国司との攻防が展開するのであるが、この間にあって杣工から荘民へと成長した人々は「堺百姓」という名称で呼ばれるほどに、或時は東大寺を、或時は国司を手玉にとって要求を有利に展開しようとするのである<sup>41)</sup>。例えば天喜2年（1054）の黒田荘の国司に対する武力蜂起につづいて翌3年には玉滝荘でも貢名とよばれる田堵・名主が国司小野守経に対して行ったことが天喜3年10月9日の東大寺別当覚源に送った文書にえがかれている。これに対して翌4年守経が杣人の住宅を焼き払い、田畠を損亡したので杣工が逃散するということが起ったことが3月10日の玉滝杣工等解にみえる。

このような中において特記すべきは靱田荘の杣工・村人の結びつきである。嘉応元年（1169）7月の「伊賀国黒田荘杣工安倍三子解」については赤松俊秀氏の詳細な検討がある<sup>42)</sup>が、このように黒田荘杣工の後家安倍三子が三代の間相続、耕作してきた田を一度は要求してきた大江八郎貞成の非を認め三子の理を認めながら、再度の貞成の提訴に寺家が貞成の勝訴の裁決をしたことに対して、25人の杣工が三子とともに解を東大寺に出している。これと同じ様に天永2年（1111）12月14日の「伊賀国靱田庄住人等解」<sup>43)</sup>では靱田住人25名が連署して東大寺は一度受取ったという返抄を出しているのにさらに御封米として80石を寺家に出せというのはいかなる道理であるかと寺家側に訴えている。この25名の署名は上述の黒田荘の杣工等の署名の数と同じであること、かりに靱田荘の署名が杣工のみが行うべき性格のものであったとしても、前述の永久3年の「鳥羽天皇宣旨」の靱田村の作田60余町、杣工40人と考え合わせると靱田村の主要なメンバーが即座に共同の行動を起すことができる素地ができていたと考えなくてはならないであろう。

#### 4. 「村」形成に及ぼした土壌条件の検討

上述のような靱田荘にみられるような杣工から成長した村の住人の結びつきの強固さ—それは村落共同体と呼んでよいと思われるが—はどのようなこの地域の自然的条件と結びついた結果であると考えたらよいのであろうか。ここでの仮説はこの地域の村落共同体



は一次的には水利に結びつき、この水利はさらにこの地方の土壌及び地形と直接的に結びついているのではないかというにある。

この地域の人文的特徴の1つは伊賀町と阿山町との町界の複雑な出入りにある。この凹凸は詳細にみるとさきにもあげた柘殖川の本流の流域とその支流である河合川のつくる盆地部との分水界をなしていることがわかる。また、さらにこれを航空写真と対比させながら詳細にみると、この複雑さには両流域にそれぞれつく細長い谷田が関係していることがわかる。そして、このような関係を生ぜしめている要因がこの地域の土壌と地形にあるわけである。

この地域は地形学的には大きな伊賀構造盆地の一部をなすものであり、この盆地は古琵琶湖層群とよばれる珪藻化石を含むような淡水の堆積層からなっている。この層は何層からなり近藤善教氏<sup>44)</sup>等の研究があるので、その成果によってみていくことにする。

この伊賀構造盆地の基盤岩は古生層・領家コンプレックス・花崗質岩類からなり、周辺部とか構造盆地内においても所々島状の基盤の高まりの部分が露見できるが、これについては直接的に関係がないのでこれ以上はふれないことにする。古琵琶湖層群は、礫・砂・シルト・粘土からなり、場所によって凝灰岩とか亜炭層を夾んでいる。古琵琶湖層群は近藤善教氏らによってほぼ3層に類別されている。最も下部が伊賀累層で、これに整合して甲賀累層がおおっており、その上に堅田累層が重なっているという層序関係をもっている。この層の表われ方には場所によって大きな差異があるが、この3層をすべて併せると層厚は300m以上に達するといわれている。この3つの層はまたさらにそれぞれが2～3層に分れるのであるが、これも層序そのものについては直接論旨と関係しないのでふれないことにする。

対象地域である友田とか小杉附近ではこの中の伊賀累層上部に含まれる永谷砂泥互層が露出しているところが多く、淡水棲貝類化石を含むシルト層が広く分布している。このシルト層・砂泥互層は厚くてかなり細かい粒子からなるため山は浅く、谷にそう水田は重粘土質地帯となっている。このためこの地域の水田は一度水を抜けば湛水がむづかしいので常時湛水田として利用しており、従って一毛作田である。鴉山池（柘殖町上柘殖烏山）及び大杣池（柘殖町上柘殖大杣）による上友田・下友田の30町歩を除いては、昭和30年の滝谷池の完成をみるまでは、ほとんどが天水によっていた。天水によるといっても上述のような土壌条件は通常の場合よりはるかに水利をむづかしいものになっている。重粘土質の土壌は通常の降水年においては問題はないが、特に渇水年においては水田の面及び畦畔に

亀裂が生ずるからである。これを『伊賀東北五ヶ町村旱害史』は次のようにのべている。すなわち、「我が玉滝・鞆田の両村は（中略）其地たる稲毛一作の水田にして床張田と唱へ、畦堀田と称し水留工事の困難なる労費の莫大なる亦た他に比類あらざるの地所たり。旧藩主藤堂氏は年々其の旱害に応じ、畦堀及、底張日扶米、溜池修繕米等の補助あり。」<sup>45)</sup>という。

畦堀りは2間の土手ならば、この亀裂が3寸であれば4尺下までこの亀裂がとどいてるので水を保つためには4鋤も5鋤も堀下げてこの底から水をうってはねり、ねりながらだんだんと元の高さまで練りあげることであり、床張りとは、この近辺の田は8寸又は1尺5寸下に水を保つために床が張られているが、この床は8寸～1尺の厚さがあっても一度亀裂が入るとこの床までの上土を除いて床の面を2度づつたたきあげることである。溜池の場合も同じ方法がとられなければならない。しかも、この地は旱魃が度々やってくる。大きいものだけをひろっても、寛政11年（1799）・天保3年（1832）・嘉永<sup>(6)</sup>9年（1853）・元治元年（1864）・明治16年（1883）・明治19年（1886）・明治26年（1893）・明治27年（1894）・大正2年（1913）・大正12年（1923）・大正13年（1924）<sup>(6)</sup>・昭和22年（1947）の多きにのぼり6年毎とか10年毎とか云われてきた。

一方、このような土壌は柔らかいために旱魃年の畦堀りと床張りを行いさえすれば天水でまに合うためにどんどんと谷筋をのぼって水田を次々と造成していくことが可能であった。さきに指摘しておいた全く細長い樹枝状の棚田は、このような自然的条件の産物であるとみることができる。また、さきにのべた出作公田の反別をめぐっての国司と寺家との争論も伊賀国の場合においては公田→旱魃による荒廃→墾田ということが比較的簡単に行なわれたことが想定される。しかし、それならば、どうしてそのような理由が史料の文面に表わされなかったのか。これは1つの問題として残るところである。

## 5. 村落共同体遺制とその地域的検討

まず最初に一般に村落共同体の物質的基礎の指標とされている入会林野の遺存状況の検討からはいることとする。昭和42年4月3日付で三重県知事宛に提出された「入会林野等実態調査」によると、入会地の遺存状況は表3の如くである。わが国の入会林野の解体は明治初年の地租改正時、明治末～大正にかけての第二期、第2次大戦後の市町合併に伴う第3期と大規模な入会地解消の大きな動きがあったにもかかわらず、このような阿山町内で187町余という広い入会林野を昭和42年まで持ち続けてきたということは、基礎集団を

どのように理解するかには若干の差異がありうるとはいえ、村落共同体としての機能がわが国の他の地域に比して比較的色濃く残されているとみることができよう。また、この入会林野は多くは江戸時代の村を単位としている場合が多いが、横山が横山生産森林組合を名儀として旧村で一括されているものとしては最大規模の54町を占めていることは、山間部で最も奥地に属するということと共に、興味があるところである。

表3 阿山町内の入会林野

大字	小字	集団名	見込面積	名儀人	権利者数
石川	片山見外	石川区	16,412	藤森銀松	126
	西山見外	〃	23,600	乾嘉平	〃
	箕の淵外	〃	18,512	松本佐平治外2名	〃
	山峯外	〃	19,118	今堀常吉外4名	〃
馬田	大坂外	〃	18,520	稲垣幸五郎外4名	24
	狸谷外	馬田区	63,624	松村善兵ヱ外6名	71
	湯賀野外	〃	59,502	森本鳥吉外9名	〃
	江谷外	〃	39,601	山本銀松外8名	〃
馬物	堂ノ谷外	〃	18,601	船見松之輔外10名	〃
	吹谷	馬物区	55,310	今岡弥三郎外29名	92
	又木田外	〃	56,208	西川久太外5名	〃
	下川原外	円徳院区	10,621	藺川庄太郎外1名	107
馬物	野木	〃	23,510	中森富士雄外13名	〃
	向山	波敷野区	20,028	藤岡甚兵ヱ外9名	61
	打越	〃	14,300	福森万次郎	〃
	奥ノ田	〃	10,500	稲増久郎外2名	〃
	城	大江区外2区	20,011	樋口弥右ヱ門外9名	198
	割爰	〃	28,723	本谷弥兵ヱ外9名	〃
	野木	〃	47,719	田矢寅松外9名	〃
	川合	西土谷	大江区外5区	182,814	松屋岩吉外19名
川合	立石	大江区外2区	22,806	杉尾岩吉外9名	198
	本之谷	〃	29,520	静原亀次郎外9名	〃
	樋口谷外	大江区外4区	11,008	広岡鉦田郎外10名	377
	本之谷	大江区外2区	26,600	〃外9名	198
波敷野	上大沢	大江区外5区	76,128	安本安左ヱ門外11名	411
中友田	北畑外	中友田区	31,809	高嶋作次郎外1名	66
	〃	〃	15,204	竹内幸一郎外1名	〃
下友田	小袋	下友田区	18,925	松本潤一外1名	117
王滝	中笹川	城出区	32,720	中林兵工外1名	36
	栃谷	川上区	11,526	森岡正信外2名	26
	奥笹川	里出区	10,804	高森一男外1名	26
	山ノ神	鹿区	40,913	小山政次郎外4名	39
	新田外	中ノ村区	60,204	磯矢泰次郎	62
	奥ノ沢	〃	53,302	広瀬仁平外1名	62
	井ノ脇	界外区	28,820	川波俊男外1名	31
音羽	砂ヶ谷	山生田区	16,511	増岡市十郎外1名	46
	嶽外	玉滝区	79,322	木津八右ヱ門外2名	240
	神田	音羽区	14,817	辻野秀行外1名	56
横山	滝谷外	横山生糸森林組合	540,000	横山生産森林組合	180
合計			1,878,723		

第2には精神面での象徴的なものとしての当屋である。古い形で現存するものとしてはややこの対象地域からは離れているが、阿拝郡の南の「滝ノ原」の八幡神社にある。ここでは、1月9日に「若子まつり」・「歩射の神事」・「血盟の盃」（或は弓取りの盃ともいう）が行われている。若子祭は竜性院で行なわれ、前年に生れた男の子（いわゆる若子）のための悪魔を拂（払）い、健全な成長を祈願するものである。歩射の神事とは1辺が1.5m位の竹の骨組みに紙をはって、中に3重まるを画いた的を眞（真）弓で射る行事で、竜性院の近くで田1枚をはさんで的を置いて行われる。これは各小場（部落）から（滝ノ原は上出・中出・下出の3小場からなっている）2人づつ計6名の両親の揃った未婚の青年が選ばれて行われる行事である。これには上下を着用する必要がある。血盟の盃は神職・弓取りの6名・区長・小場長・八人衆の代表の計12名で行われる神事で、運営は八人衆によってなされ、他の地域の当屋と同じ性格のものである。八人衆というのは特定の八軒の家に限られ、離村・廃嫡などの事由で村内に居なくなるとそのまま補充されることはない。そのため現在ではもともと8軒あったものが山本久一・田中栄男・藤原達・川北一重の4軒になってしまっている。八人衆とは恐らくこの八幡神社が創建された当時の勧請した名主の家柄ではないかと考えられる。

歩射の神事は、わが国各地で行なわれている弓取神事と同じもので、備中新見庄の東寺百合文書の建武元年（1334）の「備中国新見庄東方地頭方損亡検見并納帳」に出てくる「百姓等弓事銭事」として10人の名主から100文計1貫文が納められている<sup>46)</sup>のはこれと同じ性格のものと思われる。事実、歩射の神事は地元では600年間続いてきたもので伊勢平氏の落武者が始めたもので、農民のものではなく武士のものであると信じられている。このことは平忠盛（清盛の父）が幼ない頃伊勢・伊賀に居り、その妻池禪（禪）尼がこの滝ノ原に所領を持ち、ここの地で死んだという伝承があることを考えると、平氏没落の際に縁故をたどって一部のもがこの地に逃れ、彼らによって八幡神社が勧請されたと考えても不思議ではなからう。八人衆の一人藤原達氏は、明治35年の火災で史料を焼失したということであるが、歩射の神事については嘉永年間の行事日録を保管し、現在はそれの明治時代に作成した写を使用しているということである。

ここで対象とした地域については、いわゆる古い形の当屋制度が残されているところはない。

残存していても平等な参加ができるように改められている。しかし、かつては古い形の当屋制があったことが確認できる例はある。川合郷の場合には陽夫多（藪田とも書く）神

社に行なわれていた。ここでは川合郷を上郷と下郷とに分ち、それぞれが別々に当屋を出していた。上郷とは大字の千貝・馬田・田中・波敷野を含む地域で、下郷とは河合・馬場・円徳院・大江を含んでいる。この中の上郷の波敷野、下郷の大江・円徳院は明治44年の神社の合祀が大規模に行なわれた際に加えられることになった地域である。また、この時に祭のごちそうの席につくあり方も改められ、これ以前には「入こみ米」を出せば男子であれば誰でも席につくことができていたものから1戸の戸主だけに限定されることになった。この改正によって400膳を用意する必要があったものが200膳ですむようになったという。これらの用意は当屋に当たったものが行なうが、その当屋の割当を行なうのは「宮長」と呼ばれる世襲制の特定の家であった。宮長は大人とも呼ばれ、また頭屋頭（当屋頭のこと）とも宮世話ということもあった。上郷の宮長は千貝の中弥助氏であるが下郷のは未詳である。中氏の祖先はもともとは平氏姓であるということが確たる証拠があつてのことではない。その祖先はこの地方では河合氏一族・柘殖氏一族と比肩する地方豪族であったという。中家は天正の時に火災にあい、全焼してごく古い史料はその時焼失した。それ以降のものは明治の神仏分離の係争の際に古いものは悪いということで2日3晩をかけて焼いたためにないという。また、弥助氏は大正5～6年より宮長をつとめるようになったが、祖父の弥市郎から順次、弥三郎→弥臓→佐臓→佐治エ門→重エ門とさかのぼることができるという。このように明治の焼却処分にもかかわらず当屋の各年毎の割当表だけは焼却を免れて残されている。これには天正19年（1591）以降が1枚ずつの割当表となって繋がれており、現在にまで追うことができる。この天正19年は頭屋が再興された年であるといわれ、天正9年（1581）が全焼した年でこの間の10年間は頭屋が行なわれなかった時期と考えられている。陽夫多神社は川合の集落の中心部に鎮座し、神田要太郎氏が宮司をつとめている。

ここには寛永元年の棟札、元禄2年（1689）の「阿拝郡河合村田方内検帳」・「同畑方内検帳」・文化14年（1817）の吉田家からの宣案、享保12年（1727）の「金色金泥心経」などを蔵し、古い広い敷地を占める神社である。神田氏は寛永7年（1630）8月伊賀に来て敢国神社の別当になったが、この地に住むようになったのは明治10年要太郎氏の父の代からである。要太郎氏の兄が15代目をついだが他出したのでそのあとをつぎ16代目となったという。もともと陽夫多神社はこの地に創建された社ではなく、東山という山にあったが花山天皇の時（984～986）藤原道長19才の時この地に移したという記録があるという。したがって、もともとはこの近辺の者は信者ではあつても氏子ではなかったという。当時こ

の地の有力者が相はかってこの地に移したが、中氏の祖先もその中の1軒であったという。中氏はそれ以来この神社の世話をしてきたといわれている。

○上述のことを、先にあげた『三国地誌』にみられる近世郷のあり方、特に川合郷と北五箇郷との関係、及び吉田東伍『大日本地名辞書』の郷のあり方と結びつけて考えるならば、一応は上郷・下郷というように2つに分裂はするが、同じ川合郷の中の便宜的な2分であったと考えねばならないであろう。そして、それ以外の、古代においては川合郷に含まれていた玉滝・湯船・鞆田などの地域は、川合郷本来の地域的祭祀集団である陽夫多神社の頭屋には組入れられることなく、地域的には中世に北五箇郷と呼ばれるまとまりを鞆田村・湯船村・玉滝村などの上のまとまりとしてもち、本来の川合郷と並ぶ存在となったと考えられる。その中では同じように近世的村をはぐくみ育てたとはいえ、本来の川合郷の中の千貝・馬田・田中・川合・馬場など古い古代郷の分裂によって形成されたものと、かつては小規模ながら川合郷に属する公田が散在していたとはいえ、大部分が東大寺の杣工の定着によって新しく村落共同体としての村が形作られていったものとは、その性格において大きな差異があるのは当然のことといわねばならない。3. でみた国司に対して、また寺家に対しての村の人々の激しい要求と抗議行動の記録は、単に湯船・鞆田などの地域が東大寺の杣とか庄園であったという利害関係があったからとか、たまたま史料が残されていたということではないであろう。そこには野性的なバイタリティーをはぐくみ育ててきたきびしい環境ときびしい歴史的試練とがあつてのことである。

## 6. 境界争論とその性格

○阿山町と伊賀町との境界線の複雑さについてはすでに指摘したところである。このような境界線の複雑さは何も両町境に限ったことではなく、自然的な性格からいってこの地域に一般的にみられることで、板縄杣に関する境界争論も1つの例で、これについて検討が加えられている。しかし、それが単に境界の複雑さととどまらず、大きな境界争論としてクローズアップされたところとなれば、上述の箇所より大きなところはないであろう。事件を明らかにするいとぐちは上友田の藤田谷の山上にある八幡社の由来からえられる。この神社の祭神は上友田の五代目庄屋をつとめた山尾九左エ門である。事の起りは元文年間(1736~1741) 鼓ヶ谷の鞆田村と中柘植村との境界争論であったが、もともとこの地域の境界争論はこの時に始まったことではなく、かなり以前から頻発していた出来事であった。万治元年12月10日には上友田村庄屋三代目山尾九左エ門から中柘植村野村惣百姓中に宛て

た「定一札之夏」の約締書が出来ていた。問題はこの約締書の破約をめぐるなされたらしい。当時の奉行が中柘植村出身であったために不公平な裁定を行ない、その悪政は座視するにしのびないと上友田村の住民は反撥、五代目山尾九左エ門はそれに対して何回か嘆願書を提出したが受入れられず、上への取次もしてもらえないということでついに直訴という直接行動に訴えることとなった。その結果は江戸時代の幕藩体制下であるから当然切腹を命じられることとなった。29才の山尾九左エ門は西湯船の平泉寺で切腹したが、最後の遺言として彼の村の見えるところに葬ってほしいということであったので、中柘植村の見える藤田谷の山の上に祀ったというのである。このことは単（単）に一庄屋が担当の村と隣村との関係の、職務上の責任から生じた事件というだけではすまされない問題を含んでいる。というのは前にものべたように村境界の複雑性はこの近辺では広く見られるところである。さらに八幡神社が上友田の人々の精神的なバックボーンとなっていることは、五代目山尾九左エ門が死んでのち、そのために八幡神社が創建されたということ、さらにそれがその後も長く伝えられ尊崇の対象となっていることから明らかであろう。

ところで、それではこのような精神的な中心となるということはどういう理由によるものであろうか。それを考える端緒となるのが次のような事実である。まづ、前にのべた万治元年12月10日の「定一札之夏」と明治37年5月16日の中柘植村大字中柘植の区長・区民代表と鞆田村大字上友田との間に取かわされた「慣例確認誓盟書」・「証」を一部氏名の省略によって示すことにしたい。

中柘植村

中柘植百歳 村役

(S) 村吏

印

封印

誓盟誓盟鞆田村

ハス中柘ニ取末求部尚ハ鞆田ハサ計願ヒヨ古昔ハ瓜セクサニ夫マ計幸セ頼難難別群邑同  
イキ計四代(イ強子)支鞆田支土宇村田隣諸全イ契盟全群中キ大柘群東諸山岡ハスイ要必マ  
飛登盟誓マ事ハムセサ計願群又セ計願群ニ取末マセ奉新群ニ互セ強解マ鞆田強立ニ関入  
(御筆ニ封) 書〇六十一 真マキマ土宇群中キ大柘群東諸山岡ハス群イ取甲ニ立

(御筆ニ封) 書四〇八 真マキマ中宇

史料（１）

定一札之夏  
 一、高山様御代ニ中柘植村野村之山被為仰付候へ共後大学様御前ニ而中柘植野村之内山ニ  
 堅相濟申儀ハ実正ニ而御座候然處免御奉行中様御毛身之時鼓ヶ谷立毛不作之程御覽被成  
 御阿つかい之上ニ而鼓ヶ谷近所之山之土をもらひ田地に入申候段忝存候、但相究申候勝  
 示之塚より田之方ニ而取可申候  
 一、右之為御礼米之俵每年中柘植村當村江出し可申夏  
 一、右之山ニ而土ばかりを取可申候柴草少茂苧申間敷候事  
 一、右之土鼓ヶ谷之田地江斗入可申候、外ニハ少も取申間敷候事  
 一、鼓ヶ谷之内より野村之田之近所ハ土少にては入申間敷候事  
 右定之通少茂相違仕間敷候、若不屈之儀候ハハ山江御入レ在間敷候依為後日状如件

上友田村庄屋

九左衛門

萬治元年戊十二月十日

年寄名 日印

組頭名 大印

中柘植村

野村 惣百姓中

史料（２）

⑩

印紙

慣例確認誓盟書

隣邑相保護親睦シ幸福ヲ共ニセンガ為メ往古ヨリ履行セル慣例ハ尚將來永遠ニ確守スル  
 ヲ必要ト認メ阿山郡東柘植村大字中柘植全區民ト全郡鞆田村字上友田城友(七脱カ)外四拾名ト  
 ノ間ニ左記慣例ヲ確認シ互ニ相遵奉シテ永遠ニ相履行シ又相履行セシムル事ヲ誓盟致候  
 一 左ニ甲地ト稱スルハ阿山郡東柘植村大字中柘植字上アチラ裏 七九〇番 (他 2 筆略)  
 字中アチラ裏 八〇四番 (他 8 筆略)



字下アチラ裏 壹五參七番 (他8筆略)

ノ山野ヲ代稱シ乙地ト稱スルハ阿山郡鞆田村大字上友田

字上鼓 四九七七番 (他17筆)

字濁ヶ谷 四八貳〇番 (他1筆略)

字中鼓 五〇〇五番 (他64筆略)

字檜押 五四八貳番 (他17筆略)

ノ土地ヲ代稱スルモノナリ

一 甲乙兩地疆域相接シ甲地ノ殖林及其他ノ施設ハ乙地ノ利益ヲ害スルニ依リ古來慣例ヲ確守スル左ノ如シ

第壹 大字中柘植区民ハ甲地ヲ共有スルモ野生ニ放任シテ年々之ノ伐採シ成木ヲ為サバシムル事并ニ殖林開墾其他ノ施設ヲ為スヲ得ザル事

甲地ノ土ハ中柘植区民ニ於テ自由ニ採取シ得ラル、ハ勿論 乙地ノ所有者等ヲシテ乙地ノ用ニ供スル為メノミ隨意ニ採取セシムル事

第貳 乙地ノ所有者等ハ右ノ利益ヲ享受スルノ代償トシテ壹ヶ年玄米壹石六斗ヲ年々拾貳月拾日迄<sup>(ニカ)</sup>ヲ中柘植区ニ納付スル事

第參 山地作業ヲナスニ付其筋ノ許可ヲ得ルニ關スル費用ハ双互ノ負擔タル可キ事

第四 右双互ノ權利義務ハ連帶ニシテ且土地ニ付屬スルモノ也 故ニ中柘植区民ハ戸數人口等ノ増減変更又ハ乙地所有者ノ変更等ノ為メニ此慣例ヲ破ル事ヲ得ズ 又乙地所有者ハ其土地ノ売買讓與相続其他ノ原因ニ因ル所有權ノ移轉ト共ニ此慣例ニ依ル權利義務ヲ繼承スルガ故ニ中柘植区民ノ変更又ハ乙地所有者ノ変更等ニヨリ此慣例ニ違背スルヲ得ザル事

第五 此慣例ハ法律規則ノ變更ニ依リ變更スル事ナク 又所有者ノ變更ニヨリテ變更セラル、事ナク永遠ニ甲乙兩地ニ附屬シテ履行セラルベキモノナル事

右甲乙兩地ニ關スル旧慣ヲ記載シ 過去又ハ現在ニ於テ確守スルガ如ク未來永遠ニ遵守スベキ事ヲ確認誓盟シ 左ニ署名シテ本証正副貳通ヲ作成シ之ヲ分有シテ後証ト為ス者也

明治參拾七年五月拾六日

阿山郡東柘植村

阿山郡東柘植村大字中柘植

區長 宮田久兵衛 印

區民總代

片岡慶次郎 印

(御筆8册) 杉岡文郎印  
田土土宇大村田澤山岡ハハス 前田善右エ門印

阿山郡鞆田村大字上友田 (御筆1册) 香子十武四 兼土宇

(御筆1册) 城友七印

(御筆10册) (他11名略) 兼中宇

東柘植村大字野村 (御筆1册) 香子八四五 兼中宇

稲鶴久蔵印

上友田 城左治郎印

(他5名略)

小杉 岡澤源治郎印

上友田 佐々木小左衛門印

(他10名略)

東柘植村大字野村 富田忠助印

上友田 周治郎印

(他8名略)

元阿山郡長八尾信夫 東柘植村長安岡久平 仝村助役佐治三郎及び鞆田村長高島多兵衛

郡會議員松山成樹 区長川瀬熊吉ハ此善良ナル慣例ヲ永遠ニ遵守セントスルノ誓盟ニ參與

シ右記載ノ相違ナキ事ヲ証スル為ニ左ニ署名スルモノ也

明治參拾七年五月拾六日

元阿山郡長 八尾 信夫 印

東柘植村長 安岡 久平 印

鞆田村長 高島 多兵衛 印

松山 成樹 印

佐治 三郎 印

川瀬 熊吉 印

田 清久 田 官 員

外務員

田 清久 田 官

史料(3) 阿山郡 阿山

阿山郡 阿山

証

阿山郡 阿山

阿山郡東柘植村大字中柘植区民ノ共有ニ係ルニ大字字上アチラ裏

七九〇番 (他2筆略)

(阿山郡)

字中アチラ裏

阿山郡 阿山

八〇四番 (他8筆略)

阿山郡 阿山

字下アチラ裏

阿山郡 阿山

壱五参七番 (他8筆略)

(阿山郡)

ノ山野ハ古来ノ慣例ニヨリ殖林其他ノ施設ヲ為サルモノナリシ處 近来殖林事業奨勵ノ  
目的ヲ以テ数年伐ヲ為サリシ為メ貴殿等所有ニ阿山郡阿山村大字上友田

字上鼓

(阿山郡)

四九七七番 (他17筆略)

阿山郡 阿山

字濁ヶ谷

阿山郡 阿山

四八式〇番 (他1筆略)

阿山郡 阿山

字中鼓

(阿山郡)

五〇〇五番 (他65筆略)

阿山郡 阿山

字檜押

阿山郡 阿山

五四八貳番 (他17筆略)

阿山郡 阿山

ノ耕地ニ不利益ヲ及ボスノ患アルニ依リ 今般相互ノ利益ト親睦ヲ維持センガ為メ大字中  
柘植区民ハ右生育樹木ノ伐採ヲ為シ更ニ他ニ殖林地ヲ求メ旧来ノ慣例ヲ確認履行スル事  
ヲ合意シ且貴殿等ハ右殖林地購入ノ補助トシテ金参百圓ヲ義捨セラレ現金ノ授受ヲ完了  
セシ事確實也 依テ當大字ニ於テハ明治参拾七年五月拾六日ノ慣例確認盟約ノ趣旨ニ隨ヒ  
速ニ目下生育ノ樹木ヲ伐採シ尚將來ニ於テモ年々伐採ヲ為シ殖林セザル事ヲ約諾スル為  
メ本証ヲ調製交付候也

明治参拾七年五月拾六日

阿山郡東柘植村大字中柘植

代表者区長 宮田 久兵衛

大字区民総代

片岡 慶次郎

杉岡 文郎 (印) 控支  
前田 善右エ門

阿山郡鞆田村大字上友田

城 友七 殿

(他11名略)

東柘植村大字野村

稲鶴 久藏 殿

上友田 城 左治郎 殿

(他5名略)

小杉 岡澤 源治郎 殿

上友田 川瀬 泰右エ門 殿

(他11名略)

東柘植村大字野村

富田 忠助 殿

上友田 城 周治郎 殿

(他8名略)

右相互間ノ利益ト和睦トヲ永遠ニ維持セシメンガ為メ慣例ノ遵奉ヲ獎勵シ本件ニ參與シ  
前記約款ノ相違ナキ事ヲ証明スル為メ左ニ署名捺印スルモノ也

明治参拾七年五月拾六日

元阿山郡長 八尾 信夫 印

東柘植村長 安岡 久平 印

鞆田村長 高島 多兵衛 印

東柘植村 佐治 三郎 印

鞆田村 松山 成樹 印

請人 田宮 貞吉 外

外 貞吉 外

通大 岡 村

表4 史料(2) 追記の中柘植入会地の地番と面積

小字名	地番	面積 <small>畝</small>	
上アチラ裏	790	45.00	
	791	9.15	
	8	49.19	
小計	3筆	134.10	
中アチラ裏	8	52.29	
	807の1	2.06	
	808の1	11.06	
	812	33.18	
	816	29.04	
	818	35.00	
	821	16.27	
	822	8.07	
	827	6.26	
	小計	9筆	215.26
	下アチラ裏	1537	1.24
		1540	8.16
		1540の1	2.24
1544		.16	
1549		14.00	
1557		112.00	
1563		.40	
1564の3		1.00	
1567		1.08	
1572		.04	
小計	10筆	150.01	
合計	22筆	499.27*	

(※合計欄の数字は一致しない)

史料(1)は免奉行 中様が検見をしていた時に上友田の鼓ヶ谷の作柄が余りにも悪いので中柘植・野村の鼓ヶ谷に接したところの山の土を入れたらどうかというのでそのように決めることにしたが、どこでもというのではなく、勝示の塚より鼓ヶ谷の田地よりの地区の山の土に限ることにしたい。この場合土だけのことで柴草は蒞らない。この山土は鼓ヶ谷の田にのみ入れるもので他の上友田の地区の田に入れるものではない。この見返りとして鼓ヶ谷の地区の山土を野村に入れるようなことはしない。上の取極めのために御礼米として毎年野村へ米6俵を出すという内容のものである。最初の部分の「中柘植野村之内山ニ堅相済申儀は真正二而御座候」とはどうも史料(2)・(3)と考え併わせるとこの上友田の鼓ヶ谷に接した山は両村の入会山として係争が以前からあったことを思わせるものが

ある。すなわち、万治元年の時点では上友田村の入会権は放棄した形で落着し、それまで恐らく上友田村の農民がとっていたであろうと考えられる土を御礼米を拂（払）うという形で認められるということになったものと考えられる。五代目山尾九左衛門がどのような理由で直訴しなければならなくなったかの理由はわからないが、この中柘殖野村との両村入会地の紛争であったことだけは確かであろう。その問題の決着とその後の推移は知る由もないが明治37年には史料（2）の如く、中柘殖の字アチラ裏という万治元年に文書に直接的には出て来ないが両村入会地と思われる中柘殖共有が出てきて、このアチラ裏の土は中柘殖区民の自由な採取は認めるが上友田の上鼓・濁ヶ谷・中鼓・檜押の所有する田地で、この土地の用に供するためにのみ採取を認めるということが骨子となっておる。アチラ裏が全くの中柘殖の自由な入会地でなく、植林の禁止とか年々の伐採の義務づけなどの制限を行なっていることはそこに両村入会地の性格があったことを示すものと考えなくてはならない。この毎年の伐採義務は現在も生きているが、これを単に樹枝状の細長い田が山の中に入り込んでいるから耕作の邪魔になるから切ってほしいという個人の利益だけではないと考えなくてはならないであろう。この慣例確認誓盟書には法律がどのように変わっても、人がどのように変わっても、というきびしい確認條（条）項がついている。さらにこのようなことは入会地の争論ではないが鞆田・予野両村相論として記録に残されている。この相論の内容は赤松俊秀氏の詳細な分析があり<sup>47)</sup>平忠盛が柘殖郷内の予野村を鞆田荘内に囲い込んだことから始まった所領争いであると位置づけている。氏によれば、忠盛の囲い込みの正確な時期は不明であるが、保安3年（1122）には既に東大寺との間で係争となり中央で裁判が始まっていた。伊賀国在庁官人は3月2日、玉滝杣は川合郷であるが予野村は柘殖郷に属しており東大寺領でない注文を出している。保安4年秋には裁判の結末がつくようになるが、それまでに東大寺側は東大寺領が川合・柘殖両郷にわたって存在したことを公驗によって示したので明法博士らは法令にもとづいて東大寺に理があると裁断すべきであると勘申したのも当然であったとのべている。ここで両者の理の当非について更に検討をするつもりはないが、見落してはいけないのは在庁官人がなぜ立論上の非の明らかな玉滝杣は川合郷であるが予野は柘殖郷であるので東大寺の予野村の囲込みは不当であるとのべたのかということである。これは東大寺領であるかないかという関係の解答を求められている時においてさえ在庁官人の意識の中にはどこの郷に含まれているかということが先にあった証拠であると解釈しなければならぬであろうし、また、現実の在地の社会関係は所領関係よりもはるかに村落生活における郷の結びつきの関係が強かったからであると

考えなくてはならないであろう。また、このような強固な結びつきは郷の下部組織である村についても云えることであることはこれまで何か所かでのべた事例に照らしても明らかとなるところであろう。そして、それをより一層強いものにした条件として、さきあげたような自然の上にはぐくまれた、以下にのべるような生産の組織があるということになるであろう。それでは次にこの問題をみていくことにする。

## 7. 樹枝状谷の村落共同体形成にもつ意義

これまでものべたようにこの地域は重粘土質であるために一度水が水田からなくなってしまうと容易に水を入れることができなくなることは自明のことであろう。1毛作の天水田の生産組織の重要な部分が田植時期にみられる水の配分にあることはこのことと関係がある。

具体例を上友田にとることにする。ここでは柘殖町境に向ってのびる細長い樹枝状の谷田が無数にあるが、その中から2つの例を取上げて考察を加えたい。この2つの谷のうち長い方は鞆田川の支流の野田川の河谷への出口までの長さが約390m、短い方は240mである。後者の方は谷の先端部はほとんど放棄され荒地となっている。長い方は5軒、短い方は3軒の農家によって耕作されている。ここに取上げた2例は最初にあげた航空写真からも明らかのようにどちらかといえば短いほうである。

まず、最初に指摘しておきたいことは通常の平場農村における場合よりはるかに家から耕作地への距離が長いことで、直線距離においてさえ、6例中最も短い場合が桑原昭三氏の1,170m、最も長い場合が桑原嘉明氏の1,620mである。実際の歩行距離ははるかにのびるわけである。しかも平場農村の如く平坦でなく低い丘陵地を鞆田川の支流が刻んでおり、低い丘陵ではあるが直線的に越えることができる道はほとんどないといってよい。

第2には谷が長いということもあって1つの谷に1軒が耕作しているというのではなく、層状に何人かが耕作するという形をとっているということである。これは川合郷における本来の川合郷の地域と湯船・鞆田などの新しく開かれてつけ加わった地域との対応関係から考えると、後から開拓したものが細長い谷の先端の部分につき足して田をもつようになったと考えられよう。

水をめぐるこの生産組織の調査は昭和49年5月26日～28日までの間に行った現地での筆者の直接面接による聴取によるものである。また表5と図1の数字は昭和49年5月のそれぞれの農家が行なった田植の進行順序を示すものである。以下同じような記述になるが解

積に関係があるのでそれぞれの事例をのべていきたい。

(A) 桑原昭三

- 1) 最初に①②③④の水を全部他の耕作者の田へ落とす。
- 2) ①の田植を行い，終わると⑥から水を①へ落す。
- 3) ②を植え同時に⑤から水を入れる。
- 4) ③を植えると同時に④も植えて⑤から水を入れる。

表5 上友田の樹枝状谷の田植日と田植順序（数字は地図記入の数字に対応）

耕作者名	水田の番号と植付月日																						
A 桑原昭三	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">5月20日</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	5月20日														
1	2	3	4	5	6	7																	
5月20日																							
B 川瀬政雄	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">5月14日</td><td colspan="2" style="text-align: center;">5月15日</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5月14日		5月15日															
1	2	3	4																				
5月14日		5月15日																					
C 城 義男	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">9</td><td style="text-align: center;">10</td><td style="text-align: center;">11</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">5月6日</td><td colspan="5" style="text-align: center;">5月8日</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	5月6日						5月8日				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11													
5月6日						5月8日																	
D 桑原嘉明	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">9</td><td style="text-align: center;">10</td><td style="text-align: center;">11</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">5月13日（月）</td><td colspan="5" style="text-align: center;">5月14日（火）</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	5月13日（月）						5月14日（火）				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11													
5月13日（月）						5月14日（火）																	
E 桑原寅一	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">5月14日</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	5月14日														
1	2	3	4	5	6	7																	
5月14日																							
F 桑原果生	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">5月13日</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5月13日																	
1	2	3	4																				
5月13日																							

- 5) ⑥の水を順次①②③と田伝いに入れる。
- 6) ⑤は水がなくなるので植える。終わると⑥の水が①を經由して⑤にはいる。
- 7) ⑥が水が落ちるので植える。終わると⑦の水を落す。
- 8) ⑦が水が落ちると植える。

(B) 川瀬政雄

- 1) 田植の前日（この場合5月13日）①の水を②へ落す。
- 2) ①の田植をしている時②の水を他の耕作者の田へ落す。
- 3) ②の田植の時③の水を他の耕作者の田へ落す。
- 4) ③の田植の時④の水を①へ落す。



図1 樹枝状谷の田植の進行順序



- 5) ④の田植の時⑤の水を少しづつ④へ、④は③へ適当に落す。以下同様。
- 6) ⑥の田植の時は深水しておく。
- 〔①②④⑤⑥は干魃の時の水に用る。③は桑原健男氏の方から水が入る（鴉山用水）〕

(C) 城義男

- 1) 前日に①と②の水を④と⑥へそれぞれ落す。
- 2) ①を植えると③の水を①へ落す。
- 3) ②を植えると⑥の水を①へ落す。

- 4) ③を植えると⑤の水を③へ落す（さらに③へ落ちたのは①へ、さらに④へと落ちる）
- 5) ④の水は⑥へ入れる。④を植える。
- 6) ⑤が落ちているので植える。
- 7) ⑥は深水になるけれども植える。
- 8) ⑦の水は半分は⑤へ入れる。⑦の終りは上に水があれば落せるがない場合は深水で植える（落ちてでも植え終って上から水が落せないと水がなくなるので）
- 9) ⑧は⑤へ落しているので植える。
- 10) ⑨はすでに⑦に落ちているので植える。

（以下同じ）

- 11) ⑩の場合は上の人の田から水をもらう。ない場合は深水で植えねばならない。

〔品種は大空－早稲－〕〔往復歩いて約1時間かかっていた〕

(D) 桑原嘉明

- 1) 13日②は④へ水を落とすと同時に①は②へ水を落とす。
- 2) ②を植えている間に③の水を①へ落とす。
- 3) ③を植えている間に④の水を下の⑩へ落とす。
- 4) ④を植えている間に⑤の水を下の③へ落とす。
- 5) ⑤を植える（元は池があったが現在はゆるが痛んでいるので用をなさない）
- 6) ⑥は落とすほどの面積がないのでそのまま植える。
- 7) 14日⑧から水を落しながら⑦は水がからからになったけれども植えた。
- 8) ⑩は水がなかった。
- 9) ⑧は前に⑩にためた水を落して植付けた。
- 10) ⑨は柘殖の田が荒れているので水が出て来ていたので適度な水になっていた水を落して植付けた。

〔①②③④⑤は水を考える必要がなく落とすことのみを考えるだけでよいが、⑩⑧⑦⑩は落して植付け、終われば水を落とし込むという方法をとっている。〕

(E) 桑原寅一

- 1) 14日①を植えたがその時には①及び②③④も13日夕方水を落して帰った。
- 2) ④を植える間に⑤の水を落して①②③のすでに植え終った田に水を落とし込む。さらに④が終れば④まで水が行くよう落とす。一休みしてから水の落ちている⑤を植

えて、終わった時に⑥の水を⑤に落す。全部植え終わったら⑦を大部分の水をおいたまま植える。

〔品種 日本晴—晩稲—〕〔この部分は湧水が多いので鴉山用水路は断った。〕

〔49年は上の田が前日に田植をしたので水をもらえなかった。下の耕作者は水が欲しいので1日早く植えていた。そうすれば雨が降らなくても上の田の人の田水をもらって植えることができる。〕

#### (F) 桑原果生

例年であるところの図と表のようにならずに地図の数字の番号が谷の下手の方から②①③④となる。(この地図では下手から3214となっている。) 前夜に①②の水を落しておいて①を植え②を植え、③の水を落して③を植える間に④の水を落して水が少なくなったところで最後の④を植えるということになる。こうすれば④の水が不足するので上手の人の水ももらう。上手の人は自分の水の上に更に下手の人の水を余分にためておくが、これを上ミトと呼んでいる。今年は(49年度のこと)水が不足して一番上の田(これをカシラマチとよび、これに対して一番下手の田をシリマチ、中間のものを中ノマチとこの辺では呼んでいる。)1枚しか水がなかったので上手から二番目の田を一番に植えた。順序は地図の数字番号の通りである。

それでは上述の結果はどのように一般化し、どのように解釈していけばよいのであろうか。まづ現在のあり方の一般化を試みることにしたい。

最近では田植は水が不足しないのでカシラマチから行ない、シリマチの水は捨ててしまう傾向にある。しかし、水が不足する場合にはシリマチ、すなわち下手のはしの田から先に田植をするのが一般的なやり方であり、上述の調査でもそれがところどころ表われている。特にそれが慣習化されたものが上ミトという慣習で、細長い樹枝状の谷の水田の場合の水の最も有効な利用法で、これはその谷を耕作している者相互の緊密な協力なくしてはできないことである。この調査の中でも上手のカシラマチ或いは中マチから植えて最後のシリマチの水は捨て、下手の耕作者のカシラマチに水をつなぐことがなくなったように思われるが、これはこの年の天候が不順でないということもさることながら昭和23年着工し、同31年完成した柘植町と阿山町との町境を走る鴉山池の幹線水路によるところが大である。しかし、阿山町ではさらに用水の不安を解消することと、耕地の形状の拡大整備による基盤整備を目的とした農業構造改善事業を計画し、現在ではこれが完成して、野田川の谷は旧来の耕地が統合され、その中央には幅1.5m、深さ1mの幹線排水路が鴉山用水が不足

した際の水の供給源をかねて掘られたために景観は一変し、上述のような生産組織の慣行はなくなってしまった。

いま、この調査をもとに水が不足していたであろうと考えられる場合の模式図を想定すれば次のようになろう。

★ X氏がA～D、Y氏がa～e、Z氏が①～③の水田を耕作している樹枝状の形をした細長い谷田があるとすれば、

- 1) X氏はAの水を落し田植を行なう。
- ① 2) 田植の終わったAにBの水を落とすと共に水の落ちたBに田植をする。
- ② 以下同様の順序を繰返す。
- ③ 3) X氏のDの田の田植はY氏のaの落す水ももらって完成することになるのでY氏の田植の予定よりもX氏のDの田植は少くとも1日早くやらねばならないことになる。

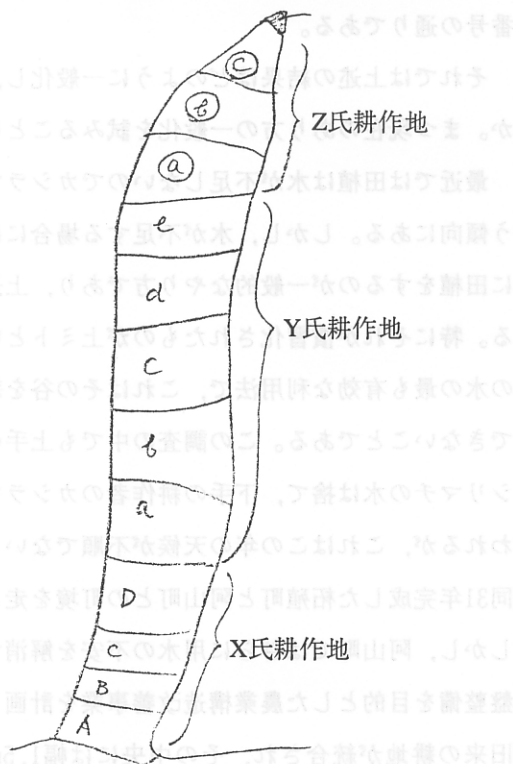
以下同様の関係がY氏とZ氏の間にもありY氏はZ氏の田植よりも1～2日早く行なわねばならないことになる。Z氏の③の田はショウズとよばれる湧水か或はこの谷の先端部の小さい溜池の水を用いて行なわれ、

図2 樹枝状谷の田植の進行模式図

この谷の田植は完了することになる

このような田植における協力関係は仮にこの谷の中の1軒の農家が慣行を無視して水を落す時には天水による湛水田の水は失われてしまうことになる。従って1つの谷は同時に1つの生産組織ができていたと考えることができる。これは農作業を手伝うとか手伝わないという協同関係以上の耕作に課せられた条件である。

このような生産組織が最近まで生きていたことを物語るものとして次のような事実がある。この地区の田植は20年前には5月28日が最も早く終る場合で、6月1日に終るのが普通



であったということである。このような関係を「樹枝状谷の論理」と呼ぶことにしよう。この論理は恐らく調査時点の場合よりも水の不足した時代をさかのぼった江戸時代とか中世においてはより貫徹されていたであろう。そこでは長い谷がつくった生産組織の中に完全にそれぞれの農民がくみ込まれることがそれぞれの個々の農民が生きる道であり、またその谷を耕作する農民の集団—これは表現をかえればそれぞれの村と考えることができる—の生きる唯一の道でもあったわけである。しかもこの地域はさきに指摘したように一度水をこぼせば床張り・畦張りの難しい復旧工事が待ち受けているのである。靱田村をはじめとする村の形成と中世に展開するはげしい抗議行動はこのような樹枝状谷の論理を前提として理解されなければならないし、本来の川合郷の公田地域との地域的性格の差異も平地の律令体制によって準備された用水組織に依存すればよい地域と樹枝状谷の論理が貫徹しており村の中に完全にくみ込まれることが前提となる地域との空間的組織の差異として理解しなければならない。

#### 8. 中世における空間の組織化＝村形成における地域的条件—結びにかえて—

靱田村・玉滝村・湯船村は川合郷のいわば辺境の地に東大寺によって設定され、それにとまって杣工の開拓することとなった。この地域は川合郷の中心部である河合川のなす徳利状の盆地の入口部の公郷とはちがって口分田等の公田が散在しながら、異なった村落を形成することとなった。公田が杣工によって併呑される形は公田出作という形式をとったが、それを可能にしたものは当時この地を度々襲ったであろう旱魃による損亡であったろう。床張田・畦掘田の悪条件は川合郷のさきへのべた中心部の灌漑施設のどちらかといえは整備された条里地域に比べると、どうしようもなかったにちがいない。郷の中心部を離れた住民は公田であっても放棄せざるを得なかったであろう。杣工の公田出作の拡大はこのような条件のもとで可能であったと考えられる。次は杣工ともことからこの地にいた公民との関係の問題である。この当時に於ても樹枝状谷の論理は貫徹していたに相違ない。というよりは現在の想定以上に貫徹していたと考えた方が適当であろう。このような状況のもとでの中心部から離れたへき遠の地、フロンティア—では杣工の集団と無交渉に独自の水田耕作はむづかしかったであろう。このようないわば樹枝状谷の論理によって結びつけられた村落共同体であったからこそ或時は東大寺に、或時は国司に抗議行動ができたのではなかろうか。このような条件のもとでは東大寺にしても国司にしても問題ではなく、生活を支えるものは樹枝状谷の論理を全うさせる共同以外にはなかったからである。

このような村落における結びつきは中心部との間隔を生じたに相違ない。北五箇郷という中世から近世にかけての地域呼称、陽夫多神社の頭屋制からはずされていること、それらの中に空間の組織化される過程における条件の地域的差異をみることができる。

- (註)
- ①米倉 二郎：中世村落の様相 『地理叢』 8 (昭11), 『東亜の集落』 古今書院 (昭35)  
再録
  - ②谷岡 武雄：中世の開拓と土地利用  
同 同：荘園農村の地理的諸相  
谷岡 武雄：『平野の開発』 古今書院 (昭39)
  - ③渡辺 久雄：摂津国猪名庄古絵図に就いて 『人文研究』 5の2 (昭29)  
同 同：中古に於ける墾田の歴史地理学的一考察 『人文地理』 5の3  
同 同：松尾神社領伯耆国東郷庄の一考察 『歴史地理学紀要』 10 (昭43)  
渡辺 久雄：『条里制の研究』 創元社 (昭43)
  - ④板倉 勝高：尾張国富田庄を例とせる日本庄園の村落構造 『東北の地理』 5の1 (昭27)
  - ⑤西岡虎之助：『荘園史の研究』 上, 下の1, 下の2 岩波書店 (昭32)
  - ⑥渡辺 澄夫：『幾内庄園の基礎構造』 吉川弘文館 (昭31)
  - ⑦柴田 実：『庄園村落の構造』 創元社 (昭30)
  - ⑧清水 三男：『中世の村落』 日本評論社 (昭17)
  - ⑨永原 慶二：『封建社会論』 岩波書店 (昭30)
  - ⑩永原 慶二：中世村落の構造と領主制—小村＝散居型村落の場合— 『中世の社会と経済』 東京大学出版会 所収 (昭37)
  - ⑪高重 進：『古代中世の耕地と村落』 大明堂 (昭50)
  - ⑫木下 良：学界動向—国府跡研究のこれから 『史学雑誌』 82の12 (昭48) に詳しい。
  - ⑬松山 宏：『日本中世都市の研究』 大学堂書店 (昭48) pp.400
  - ⑭松本 豊寿：『初期城下町の歴史地理学的研究』 自費出版 (昭31)
  - ⑮小林健太郎：中世城館の歴史地理学的考察 『人文地理』 15の4 (昭38)  
同 同：近世初頭土佐国における地方的中心集落 (その1) 『織田武雄先生退官記

念人文地理学論叢』柳原書店（昭46）その他

- ⑮小林健太郎：大名領国成立期における中心集落の形成—尾張平野の事例研究による検討—『史林』48の1。（昭40）
- ⑯吉田 東伍：『大日本地名辞書』上 pp.584～591. 富山房（明40）
- ⑰大日本地誌大系 32 『三国地誌』第1巻 雄山閣（昭45）
- ⑱高重 進：『古代・中世の耕地と村落』大明堂（昭50）の中で讃岐国多度郡の場合、備後国世羅郡大田庄の場合をのべてある。
- ⑲このような考えと一致しないのは池辺弥『和名類聚抄郷名考証』吉川弘文館（昭41）である。氏は鞆田庄・湯船庄を新居郷の中に比定しているが、ここでは吉田東伍説が妥当なように思われるので池辺弥説はとらない。
- ⑳『大日本古文書』家わけ 第18 東大寺文書之2 東京大学出版会（昭27）p.138 .
- ㉑ 同上 東大寺文書之10 東京大学出版会（昭50）pp.24～26.
- ㉒ 同上 東大寺文書之3 東京大学出版会（昭29）pp.29～35.
- ㉓ 同上 東大寺文書之2 東京大学出版会（昭27）pp.85～88.
- ㉔ 同上 東大寺文書之2 同上 pp.88～90.
- ㉕ 同上 東大寺文書之2 同上 pp.93～101.
- ㉖ 同上 東大寺文書之2 同上 pp.102～104.
- ㉗栗原治夫：条里制施行の一形態 『日本古代史論集』下 吉川弘文館（昭37）所収
- ㉘『大日本古文書』家わけ 第18 東大寺文書之2 東京大学出版会（昭27）pp.106～112.  
同上 東大寺文書之2 同上 pp.131～132.
- ㉙この点についてはこれまでの論文はほとんど天平年中説をとっていない。
- ㉚清水三男：東大寺領伊賀国黒田庄『国分寺の研究』上 考古学研究会（昭13）所収
- ㉛『大日本古文書』家わけ 第18 東大寺文書之2 東京大学出版会（昭27） pp.123～125.
- ㉜ 同上 東大寺文書之2 同上 pp.122～123.
- ㉝ 同上 東大寺文書之2 同上 pp.119～122.
- ㉞ 同上 東大寺文書之2 同上 pp.117～119.
- ㉟ 同上 東大寺文書之2 同上 pp.131～132.
- ㊱ 同上 東大寺文書之2 同上 pp.141～142.
- ㊲ 同上 東大寺文書之2 同上 pp.115.

- ③⑧ 同上 東大寺文書之2 同上 pp.117~119.
- ③⑨ 同上 東大寺文書之2 同上 pp.115~116.
- ④⑩ 同上 東大寺文書之2 同上 pp.116~117.
- ④⑪ 赤松俊秀：『杉工と荘園』『古代中世社会経済史研究』 平楽寺書店（昭47）所収
- ④⑫ 赤松俊秀：同上
- ④⑬ 大日本古文書 家わけ 第18 東大寺文書之2 東京大学出版会（昭27） pp.127~130.
- ④⑭ 近藤善教：『伊賀構造盆地の構造地質学的研究』地質調査所報告 231号（昭43）
- ④⑮ 宮林照葉：『伊賀東北五ヶ町村旱害史』 神港新聞社（昭25） 20 P.
- ④⑯ 瀬戸内海総合研究会編：『備中国新見庄史料』 瀬戸内海総合研究会（昭27） 128 P.
- ④⑰ 赤松俊秀：『杉工と荘園』『史林』 46 pp.1~55, pp.197~249, pp.373~424.
- ④⑱ 『古代中世社会経済史研究』 平楽寺書店（昭47）所収 特に pp.238~242.



## The Systematization of Space in the Medieval Period

——Problems of the formation Process of Tomoda,

Yubune and Tamataki-mura and its conditions——

Susumu Takashige

### Abstract

The purpose of this paper is to analyze the formation patterns of medieval villages in relation to the local communities of the ancient period in the light of historical geography. Concrete examples will be taken from the three villages of Tomoda, Yubune, and Tamataki which grew as the *somako* (lumberjacks) of Todaiji began to settle in these localities. These villages were located within Kawai Go, a local administrative unit comprised of several villages and one large autonomous village in Ahe Gun (Ahe county) within Iga no Kuni (Iga province). Eventually, they cleared the land in the valleys and at the foot of the mountains, for the purposes of cultivation. Subsequently, each of the *soma* gradually developed, first taking on the characteristics of a *shoen*, then ultimately becoming one. While developing new *soma*, the lumberjacks were dispatched to work in the public rice paddies. Historical document indicates also that the lower levels of the administrative organizations of the time were not bound by the exact confines of the *go* under their jurisdictions. As a result, with the eventual development of *soma* into *shoen*, a conflict evolved between the provincial governor and the Buddhist priests over objects liable to taxation. In this social context, the *shoen* dwellers who were formerly *soma* lumberjacks, came to be known as the *Sakai Hyakusho* (*Sakai* peasants) : from time to time and with great dexterity they manipulated the Todaiji priests and the provincial governor by playing one off against the other, in order to set up advantageous conditions under which their demands would be met. It shows that the principal members of the villagers were prepared to take unified action whenever the circumstances required.

These characteristic aspects of village formation processes are primarily related to the water supply which, in its turn, is directly related to the character of the soil and the topography of the region. Especially, soil conditions have tremendously influenced the process of village formation : the region constitutes a part of the great Iga tectonic basin. This basin comprises a fresh water formation, which includes diatom fossils of the Old Lake Biwa strata group. The Old

Lake Biwa formation consists of layers of gravel, sand, silt and clay. These alternating layers of sand and heavy clay are thick, and both consist of fairly small particles. Therefore, the valleys made up of such strata are shallow and the soil of the rice paddies along the valley is predominantly clayey. The replenishment of paddy fields with water is difficult once the water has, for one reason or another, been drained off from the paddy fields. This means that rice paddies must always be kept filled with water and, hence, can grow only a single crop annually.

This is related to the fact that the distribution of water during the planting season is of prime importance to the productive organization of single-crop *tensui-den* (paddies irrigated by rain water) agriculturalists.

Then, the research on the productive organization concerning the utilization of water is based on direct interviews at the actual site, conducted by the author from May 26~28, in 1974.

If, based on this research, a model plan were to be made for times of water shortage such as those that are thought to have occurred in the past, it would probably be along the following lines. Let us say there is a dendritic farmland area in a valley of which paddies 1-4 are cultivated by Mr. X, ①-⑤ by Mr. Y, and 1-3 by Mr. Z:

1. Mr. X drains 1 and plants rice.

2. He drains the water of 2 into the already planted 1 and at the same time plants in drained 2.

He continues with the rest of the paddies following the same pattern.

3. Mr. X must plant rice in 4 at least one day before the planned date of Mr. Y's planting.

This is because the transplantation of rice into 4 is to be completed upon receiving the water that will be drained from ①.

There is a similar relationship between Mr. Y and Mr. Z.

4. Mr. Y must plant one to two days earlier than Mr. Z. The rice planting in this valley will be completed when Mr. Z plants in 3 using the water flowing out from the earth called *shozu*, or water from an irrigation pond at the tip of the valley. (See Fig. 2)

In a cooperative relationship such as this, involving the planting of rice, should one of the farming families drain the water of its paddies in disregard of the custom, the water of the paddies would be lost. It may be said, therefore, that the existence of a cultivated valley meant, at the same time, the existence of a productive organization. A relationship such as this might

be called the "rationale of the dendritic paddies of the valley". This rationale was probably pursued more thoroughly back in the times of the Edo period or the medieval period, when there were water shortages, rather than at this time, when these researches took place.

Therefore, the vehement protest movements that took place during the medieval period and at the times of the formation of Tomoda Mura and other villages must be understood on the basis of this rationale of the dendritic paddies of the valley.

... (mirrored text) ...

2. 結核菌の意義

1992年に発表された内部統制に関する水産省調査報告書は、その各種の利害関係者... (mirrored text) ...

吉川 淑子 著  
高松大学  
吉川 淑子 著  
高松大学

## 高松大学紀要

第 27 号

平成9年3月20日 印刷  
平成9年3月20日 発行

編集発行 高松大学  
高松短期大学  
〒761-01 高松市春日町960番地  
TEL (0878) 41-3255  
FAX (0878) 41-3064

印刷 株式会社 美巧社  
高松市多賀町1-8-10  
TEL (0878) 33-5811